

令和6年度消防救急デジタル無線活動波設備及び気象観測装置

保守点検業務委託仕様書

1 総 則

この仕様書は、名張市（以下「発注者」という。）の消防救急デジタル無線活動波設備（以下「無線設備」という。）及び気象観測装置を正常に稼働させるための保守点検業務委託について必要な事項を定めるものとする。

2 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 設置場所

無線設備

- (1) 三重県名張市鴻之台1番町2番地
名張市消防本部
- (2) 三重県名張市桔梗が丘6番町1街区131番地3
名張消防署桔梗が丘分署
- (3) 三重県名張市つつじが丘南7番町36番地3
名張消防署つつじが丘出張所

基地局無線設備

- (4) 三重県伊賀市四十九町2802
三重県庁 伊賀庁舎
- (5) 奈良県山辺郡山添村大字毛原1732
名張消防 基地局無線

気象観測装置

- (6) 三重県名張市鴻之台1番町2番地
名張市消防本部

4 委託する保守点検業務

(1) 定期保守点検業務

定期保守点検業務は無線設備及び気象観測装置の障害を未然に防止し、正常な機能を維持するために、保守対象の機器及び装置に対し電気通信関係法令等の基準に基づく点検調整を年1回実施すること。

(2) 緊急障害対応

無線設備及び気象観測装置の不測の障害に対し速やかに対応し、障害を復旧

すること。

(3) コールセンターによる受付業務

24時間365日の受付可能なコールセンターにて、障害の受付対応が可能なこと。

5 保守点検業務の基準

(1) 本仕様書に基づき、電気通信事業関係法令及び電気設備に関する技術基準を定める省令等の関係諸規定を遵守し、誠実に保守点検業務を実施すること。

(2) 無線設備及び気象観測装置の設計上及び構造上の問題等で障害が発生した場合は、速やかに発注者の承認を得て受注者の責任において改修を行うこと。

(3) 消防救急デジタル無線活動波設備の保守点検実績があり、自社で障害受付ができるコールセンターを構築していること。

6 保守点検業務の対象

保守点検業務の実施対象は、別紙（消防救急デジタル無線活動波設備等 機器構成表）に挙げるものとする。

7 保守点検業務体制

(1) 電話サポート

無線設備及び気象観測装置に障害が発生した場合、24時間（365日）電話での受付対応可能とし、契約締結時速やかに緊急時の連絡網を書面で発注者に提出すること。

(2) オンサイト対応

障害発生時、発注者の要請により直ちに専門技術者を派遣し障害の復旧を図るものとする。

対応時間は、原則として、受注者の営業日の午前9時から午後6時までの間とする。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

(3) 報告書作成

障害復旧支援結果については、点検のデータとともに日時、実施者、使用機器等を記載した報告書を随時提出すること。

また、報告書については受注者の指定様式とする。

8 保守点検業務の実施方法

保守点検業務の実施は、次の事項を遵守し、誠実に行うものとする。

(1) 保守点検業務の着手及び完了時には、担当職員に報告するとともに、常に身分を明らかにすること。

(2) 保守点検業務の実施については、設置場所で行うことを原則とする。

- (3) 保守点検業務の実施については、事前の準備を十分に行い、無線設備及び気象観測装置の運用に支障が出ないように行うこと。
- (4) 障害の発生若しくは発生のおそれがある場合は、臨機の処置を取り、遅滞なく担当職員に報告すること。
- (5) 保守点検業務の実施で知り得た情報を第三者に漏らさないこと。

9 保守点検業務の計画

受注者は、定期保守点検業務の作業計画を書面で発注者に提出し、承認を得るものとする。

10 保守点検業務の内容

次の項目について、年1回点検を実施すること。

なお、点検を実施する月は、気象観測装置は6月、無線設備は10月とする。

※点検内容については以下に記載したとおりとする。

(1) 消防救急デジタル無線活動波設備

ア ハードウェア点検（消防救急デジタル無線活動波システム全般 対象）

(ア) 目視点検・清掃

- ・送受信部
- ・制御器
- ・外部送受器
- ・空中線系
- ・配線
- ・電源部

(イ) 設置状況・ケーブル接続確認

- ・送受信部
- ・制御器
- ・外部送受器
- ・空中線系
- ・電源部

(ウ) 電源電圧測定

(エ) データ測定（※送受信部性能試験）

- ・送信系（進行波、反射波）
- ・周波数偏差
- ・占有周波数帯幅
- ・受信系

イ システム試験（消防救急デジタル無線活動波システム全般 対象）

通話試験（遠隔制御装置—分配／合成器—基地局無線装置—移動局無線装置）

- ・装置間通話試験
- ・直接通話試験
- ・折返し通信試験
- ・監視機能試験

(2) 気象観測装置

気象観測装置（表示装置）

- ・電源部入力電圧測定
- ・操作部表示機能確認
- ・計測部機能確認
- ・機器外観清掃確認

(3) 共通事項（消防救急デジタル無線活動波システム共通）

ソフトウェア点検（分配／合成器、遠隔制御装置、管理監視制御装置対象）

- ・エラーログ確認、収集
- ・操作ログ確認、収集

(4) 発注者は、発注者の所有する保守点検業務に必要な工具、測定器、器具類及び予備品の使用について、受注者からの要請があった場合、貸与、若しくは使用について許可するものとする。また、不足分については、発注者の許可を得て、受注者が準備するものとする。

1 1 軽微な修理について

- (1) 委託契約中における消耗品の交換等の軽微な修理（3万円以内）については受注者の負担とする。
- (2) 保守点検業務に係る費用は、契約金額に含むものとする。
- (3) その他、上記以外の件については、発注者と受注者の協議のうえ決定する。

1 2 代金の支払い

契約代金の支払いは年1回払いとし、業務完了後に支払うものとする。

1 3 その他

- (1) 受注者は、関係諸法令又は総務省東海総合通信局の定める規則等に必要届出及び報告書について、技術的な部分についての作成支援をするものとする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度発注者と受注者が協議のうえ決定する。

(3)「無線設備」の基地局無線装置については、令和6年度内に限り瑕疵期間とする。

(別紙) 消防救急デジタル無線活動波設備等 機器構成表

項	機器名	メーカー名 及び型式	数量	備 考
I	消防本部設備	株式会社富士 通ゼネラル		
1	分配／合成器		1	※共同整備にて実施
2	遠隔制御器	RC-922B	2	
3	管理監視制御装置		1	※共同整備にて実施
4	UPS		2	名張市消防本部、三重県庁 伊賀庁舎
5	卓上型固定移動局無線装置		1	
6	同上用空中線		1	スリーブ型
7	同上用同軸避雷器		1	
II	ネットワーク装置	株式会社富士 通ゼネラル		場所：名張市鴻之台1番町 2番地 三重県伊賀市四十九町2802
1	L2SW		2	※共同整備にて実施
2	ルータ		1	※共同整備にて実施
III	基地局設備	株式会社富士 通ゼネラル		
1	基地局無線装置		2	※瑕疵期間
2	空中線共用器		1	2装置共用
3	空中線		2	3素子八木型スクリーン付
4	同軸避雷器		2	
5	遠方監視装置		2	
6	L2SW		1	
7	VoIPアダプタ		2	
8	シリアルコンバータ		2	
IV	移動局設備	株式会社富士 通ゼネラル		指定した車載無線機6台分
1	車載型移動局無線装置		6	10W
2	空中線		6	ダイバーシティ対応

V	気象観測装置	ANEOS株式会社		場所：名張市鴻之台1番町 2番地
1	気象観測装置	FWS-200W	1	
2	風向風速発信器	N-363DR	1	
3	気温発信器	TS-301C	1	
4	通風シェルター	JV-155	1	
5	湿度発信器	HS-501	1	
6	雨量発信器	RS-102N	1	
7	気圧発信器	BS-800	1	
8	Webサーバ型データロガー	CPW200S	1	
9	クライアントPC	FMVNA2TE	1	
10	レーザープリンター	XL-9380E	1	
11	無停電電源装置	SAU-A202	1	

※ 定期点検回数は年1回

※ 基地局無線装置は令和6年度のみ瑕疵期間